

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先)京都都市長	平成29年8月17日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒530-8341 大阪府大阪市北区芝田2丁目4番24号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員 来島 達夫 電話 06-6375-8929

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	I S O 1 4 0 0 1 準拠(独自のシステム)
適用範囲	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 京都保線区
導入年月日	2004年9月1日 (2013年6月1日改定)
認証番号	
基 本 方 針	京都保線区は、JR西日本管内屈指の観光都市京都の玄関口である京都駅を中心に、JR京都線・琵琶湖線・嵯峨野線・奈良線・湖西線の幅広い線区を担当エリアとしています。1997年に制定された「京都議定書」発行の地であり、また国際都市「京都」としての貴重な文化遺産を持つ都市であることを認識し、「環境」への「こだわり」を持った職場を目指しています。 私たちはJR西日本の地球環境に対する基本的な考え方に基づき、考動エコを実践するとともに地球環境にやさしい京都保線区をめざし、自ら定めた「考え方」「地球と共に生きてく未来」をスローガンのもと、全員参加による以下の環境保護活動を推進します。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	(1) 省エネルギー (2) 省資源・廃棄物の削減 (3) 環境汚染防止
目標を達成するための取組の内容	(1) 省エネルギー 業務用資材の適正かつ有効な活用、省エネ・省資源化の推進 (2) 省資源・廃棄物の削減 廃棄物等の発生の抑制、工事用材料の効率的なリユース化、不可能な物質についてリサイクル化 (3) 環境汚染防止 「7原則」の遵守による環境汚染を防止
目標を達成するための取組の進捗状況	(1) 省エネルギー 業務用資材の適正かつ有効な活用、省エネ・省資源化の推進 →継続して実施中 (2) 省資源・廃棄物の削減 廃棄物等の発生の抑制、工事用材料の効率的なリユース化、不可能な物質についてリサイクル化 →継続して実施中 (3) 環境汚染防止 「7原則」の遵守による環境汚染を防止 →継続して実施中
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初の計画どおりに取り組みができている。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規の遵守状況については、6ヶ月に1回確認を行っており、これまでに法令違反及び行政当局からの指摘は受けていない。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価・見直しの必要性については、原則として1年に1回検討している。 平成28年度は、現行の目標及び取り組み内容により一定の成果が見られたことから、29年度も同システムにより環境管理を継続する。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。